

制限付一般競争入札公告

入札公告第202号

令和6年11月14日

下記のとおり制限付一般競争入札を行うので、十日町市財務規則（平成17年十日町市規則第63号）第145条の規定により公告する。

十日町市長 関 口 芳 史

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名
十日町市役所本庁舎ほか41施設で使用する電力の供給
- (2) 数量
約9,677,584キロワットアワー
- (3) 調達物品の内容等
入札説明書及び電力供給条件仕様書による。
- (4) 供給場所
十日町市役所本庁舎ほか41施設（電力供給条件仕様書 別紙1のとおり）
- (5) 供給期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (6) 予定価格
253,616,581円（税抜）
- (7) 入札方法
(2)について、積算内訳書（入札説明書 様式8）により算定した積算額で入札する。なお、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札金額とする。

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、開札の日において、次に掲げる資格要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づき一般競争入札に参加することができないとされている者でないこと。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- (5) 供給期間の開始日までに電気供給の体制を整備できる者であること。
- (6) 事故発生時等に緊急対応可能な体制を整備できる者であること。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - エ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ ウからカに掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (8) 令和 5 年 4 月 1 日以降に、国又は地方公共団体と 1 年以上の電力供給契約を 2 件以上締結し、かつ履行した実績を有する者であること。

3 入札手続等

- (1) 入札手続に関する問い合わせ先

〒948-8501 十日町市千歳町三丁目 3 番地 十日町市 総務部 財政課
電話 025-757-9914 FAX 025-752-4635
電子メール nyusatsu-zaisei@city.tokamachi.lg.jp

- (2) 入札説明書等の公開

入札説明書、電力供給条件仕様書及び電力供給契約書(案)は、令和 6 年 11 月 14 日(木)から令和 6 年 12 月 12 日(木)まで、十日町市ホームページで公開する。
(<http://www.city.tokamachi.lg.jp/>)

- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

入札参加者は、一般競争入札参加資格確認申請書を令和 6 年 11 月 28 日(木)午後 5 時までに、(1)に掲げる場所に持参又は郵送により提出し確認を受けること。

(4) 質疑書の提出期間、場所及び提出方法

質疑書は、令和 6 年 11 月 29 日(金)午後 5 時までに、(1)に掲げる問い合わせ先に提出すること。

(5) 入札書の提出方法

(1)に掲げる場所に令和 6 年 12 月 11 日(水)午後 5 時必着で郵送すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

日時 令和 6 年 12 月 12 日(木) 午後 2 時

場所 十日町市千歳町三丁目 3 番地

十日町保健センター 1 階 会議室 A (変更の場合あり)

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金：免除

(2) 電力供給契約書作成の要否：要

(3) 入札の無効：2 に掲げる入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(4) 入札者は、十日町市財務規則（平成 17 年十日町市規則第 63 号）の各条項を遵守しなければならない。また、入札説明書、電力供給条件仕様書及び電力供給契約書(案)を十分に理解したうえで入札すること。